

## スイス社会のドメスティック・バイオレンス問題とDV被害者支援策について —ヴォー州の取組みを中心に—

岩瀬 久子  
奈良女子大学大学院博士研究員

### Domestic Violence policy and victims support system in Switzerland Focusing on canton of Vaud's policy and support systems

Hisako Iwase  
Nara Women's University Post doctoral fellow

#### 要約

本稿では、スイスにおけるDV政策や被害者支援策を紹介することを目的とする。

スイス社会のなかでどのようなDV問題が存在し、どのような支援策があるのかを探った。さらにDVに関する法律、連邦政府と州政府のDV政策を概観した。ヴォー州唯一のシェルターであるMalleyPrairieへのインタビュー調査から具体的な支援策を紹介する。

スイスでは、少女の強制婚、家庭の中に存在する銃が家族内殺人に使われることなどが我が国と異なったDV問題であった。又、法制度ではDVは犯罪であるとして刑事罰の対象となり、被害者の告訴がなくても警察が起訴できる。犯罪被害者支援法の下で設置された犯罪被害者支援センターが、法的アドボカシー、心理の専門家の相談など包括的にDV被害者支援を行っていた。

ヴォー州では、州の男女平等オフィス、被害者支援の現場であるシェルター MalleyPrairieと民間支援団体が協働し、予防策としてインターネットによる加害者や青少年に対する支援も含む多岐にわたる支援策を実践していた。シェルターではDV被害者と同様に子どもへの支援を重要な位置づけとして実践されていた。さらにファミリー・バイオレンスという概念で母子関係、父子関係など家族の関係性を考慮した支援体制がとられていた。こうした支援策はわが国のDV被害者支援の示唆となると考える。

キーワード：スイスのDV問題、DV政策、法制度 シェルターの被害者支援策

## I 研究の目的

ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）は、世界中の国々や地域で、貧富の差を問わず、人種や民族、社会階層も階級も問わず遍く存在する家庭に潜む女性や子どもに対する暴力である。それは「女性や子どもに対する人権侵害」であり、個人の問題ではなく男女平等社会形成の阻害要因の一つとして、早急な解決が求められている重大な社会問題である。第2次フェミニズム運動の高まりと共に欧米で始まった「女性に対する反暴力運動」は、1995年の北京会議以降「女性に対する暴力の撤廃」運動として、世界中の国々で国家政策として取組まれ今日に至っている。

そうしたDV政策やDV被害者支援に関するわが国の諸外国に関する調査や研究をみると、アメリカや韓国、台湾などの研究は散見されるようになってきた。しかしヨーロッパのDV政策や被害者支援に関する研究は、イ

ギリスやフランス、北欧などほんのわずかしみられない。ましてやスイスに関しては皆無であるといえる。筆者は2009年10月よりスイスのヴォー州（フランス語圏）に在住する機会が得られたこともあり、スイスのDV政策・施策、DV被害者支援について調査研究を行っているが、本稿ではその一部を紹介したい。

スイスでは女性の参政権が認められたのは1971年と遅く、先進国の中でも男女平等が遅れていた国である。しかし40年後の2011年は、先進国の中でも男女平等が進んでいる国に挙げられている。たとえば世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数」をみると、スイスは2010年度では134か国中10位である<sup>1)</sup>。国連開発計画（UNDP）の統計「ジェンダー・エンパワーメント指数」でも2009年度は13位であり男女平等政策が推進されていると考えられる<sup>2)</sup>。しかしながら、そのようなスイス社会においても女性への人権侵害であるDVは他国と同様に存在し、5人に1人がDV被害の経験があるという報告

もある<sup>3)</sup>。本格的にDV政策がとられたのはわが国と同様に2000年以降であり、決して先進的に取組まれてきたとはいえない。では、こうした男女平等政策の推進のもとにどのようなDV政策やDV被害者支援体制が構築されているのだろうか。

本稿では、こうしたスイスのDV問題の社会的背景を探り、DV政策とDV被害者支援策について明らかにする。具体的には、(1) スイスにおいてどのようなDV問題が存在するのか、その施策や支援体制が社会的にどのように展開されてきたのか、現状を概観する。次いで(2) DVに関する法律の概要、スイス連邦政府のDV政策とフランス語圏の1つであるヴォー州の施策の取組みを紹介する。スイスはカントンと呼ばれる州が26州あるが、それぞれが自治権を有しており州によってDV問題への取組みは異なる。本稿でヴォー州を取り上げるのは、州政府と地方自治体の財政支援で運営されているシェルターが存在するため、先進的なDV被害者支援を行っていると推測できるからである。最後に(3) ヴォー州にあるシェルター MalleyPrairieの取組みを紹介し、シェルターにおけるDV被害者支援のあり方について検討する。

MalleyPrairieは行政の財政的支援の下で運営されているシェルターとして、フランス語圏のDV被害者支援の要となっている。その取組みにおいてDV被害女性の一部保護だけではなく、帯同される子どもへの支援をも重要視されている。DV被害を受けるのは母親だけではなく子どもも影響を受けていることから、母子関係にも影響を及ぼすとして子どもの精神的ケアにも重点を置く必要性を早くから認識しているからといえる。一方わが国の公的シェルターである婦人相談所においては、DV被害者の保護に重点が置かれ、同じ被害を受けている子どもへの視点は十分に行われているとはいえない。保護期間が約2週間という短期間のなかでいかに母子の両方に視点を置いた支援を行うのか、そのあり方が問われている。よってヴォー州のこうした取組みは、わが国のDV施策への示唆となると考える。

## II 研究方法

はじめにスイス社会にはどのようなDV問題が存在し、またDV施策がどのように展開されてきたのかを把握するために、スイスインフォの英語版ニュースから、domestic, violence, women, childrenをキーワードに検索した。得られた記事からさらに記事内のリンクを利用し関連記事を収集した結果49件得られた。これらの記事からDV問題に関する社会背景を概観する。収集できた期間は、2000年3月27日から2011年2月14日の約11年間

である。スイスインフォは、自国のニュースを9カ国の言語でインターネット配信しているスイスの公的メディアであるが、本稿では英語版の記事からの情報であることをお断りしておく。

次いでスイスのDV政策・施策を把握するために、連邦政府とヴォー州の男女平等局のホームページからDV政策に関する資料を収集した。収集できた資料から連邦政府の法制度や州の支援策について整理する。さらにDV被害者支援策がどのように行われているのか実態を知るためにヴォー州ローザンヌ市にあるシェルター MalleyPrairieを訪問し、インタビュー調査を行った。ディレクターであるIsabelle Chmetz氏にインタビューを行い、併せて施設見学を行った。インタビュー日時は、2010年6月10日、10時～11時30分。インタビューと当日入手できた資料をもとにスイスの女性と子どものためのシェルターの機能と役割について検討する。

## III 結果

### 1. スイス社会にみるDV問題

#### —スイスインフォの記事から—

#### (1) 調査報告書にみるDV問題

スイスにはDVに関する一貫した統計はないが<sup>4)</sup>、スイスインフォではいくつかの調査機関のDV問題に関する報告書を取り上げ、社会に情報を提供している。そうした調査結果からスイス社会のDV問題を探ってみることにしよう。

スイスインフォのDVに関する最初の記事は、2000年の国の『日常の暴力と組織化された犯罪』の調査報告書である。そこには取組むべき課題として包括的な支援活動と関連機関のネットワークの重要性が記されている。それに対してベルン大学の社会学者Corinne Seithは、行政機関のDVの定義が一貫していないこと、法整備がないと批判する(2000. 3. 27)。こうした状況は、わが国のDV防止法が施行された2001年当時を振り返ると警察や行政機関など、DV定義のあいまいさのためDV被害者への対応に現場の混乱がみられたのと同様である。

2004年にはローザンヌ大学犯罪社会学科で、18歳から70歳のスイス女性1975人を対象に調査が行われた。その結果5人に1人が身体的暴力に、4人に1人が性暴力の経験があると回答している。同大学の犯罪学者Martin Killias氏は、レイプなど性的被害にあう割合は一般的には低いといえるが、人生全体を通して考えると決して無視できる問題ではないと指摘する。この調査結果では、暴力をふるう男性は高学歴・高収入では少ない傾向にあり、外でも暴力をふるう男性が多く、外国人、ドラッグ

やアルコール依存者が多い。子ども時代のDV目撃の経験者が、加害者になることは少ないと報告された(2004. 12. 10)。

2005年には連邦男女平等局(以下、男女平等局)がドイツ語圏にある民間シェルター15ヶ所に対して調査を行っている。15ヶ所のシェルターには65部屋あり、189ベッドがある。その調査結果では、2003年には14か所のシェルターで1,375人の女性と子どもが入所し41,000泊している。2004年には、820人の女性と838人の子どもがシェルターに救いを求め46,523泊しており、DV被害者が急増していることが明らかになった。最大の問題は、増加するシェルター入所希望者に対してベッド数が不足していることであると指摘された。ヨーロッパ評議会は1997年に、住民7,500人に対して1ベッド提供するよう推奨しているが、この基準では全国で980ベッドが必要となる(2005. 6. 8)。しかし、依然としてシェルターの増加はみられず、援助を求めてくる被害者を受け入れられない状況が続いており、被害者保護は十分に行われているとはいえない。

2005年以降の記事では、家族内殺人の記事が多くみられるようになってきた。この状況に対して、スイス国立科学財団(SNSF)の調査(1980~2005年:調査地、ヴォー州、フリーブルグ州、ヴァレー州、ヌーシャテル州)では、殺人件数の内58%が家族内殺人であることが明らかにされている。その加害者の84%が男性であり、家族内殺人の39%に銃が使われている。これらの半数のケースでは、加害者は自殺を図っている。この58%という数字は、オランダ(29%)、アメリカ合衆国(20%)よりもはるかに高く深刻であると報告されている(2006. 5. 3)。こうした実態は、連邦政府の調査結果でも示されている。警察のデータを基にしたこの調査では、2000年から2004年の5年間の殺人1,067件のうち45%がDV関連であったという、(2008. 11. 25)。

2006年には、民間支援団体SURGIRがスイスでは初めての強制婚(Forced marriage)に関する調査を医療機関、移民センター、女性のためのシェルター、学校など50機関を対象にして行った。調査結果では、約400ケースあったがそれらの内2005年1月から2006年6月の一年半で140件あったと報告されている。強制婚の問題は、東欧、中東、中央アジアと北とサブ・サハラ・アフリカからの移民家族であるという。こうした実態に対して同団体は、政府に対して被害者支援策を行うよう要求している(2006. 12. 7)。

2009年には、連邦政府によってパートナー間の暴力の原因が調査された。調査を率いた心理学者Marianne Schar Moserは、DVの原因は数えきれない個人的、社会

的リスク要因のさまざまな結びつきでパートナー間に暴力が生じると説明する。特によく見られる要因は、幼少期に受けた暴力、過度の飲酒、あるいは反社会的行動や犯罪である。また、女性と男性の間の力関係、争いの收拾をつける方策を知らないこと、ストレス、妊娠・出産、離婚や別居、失業、社会的な孤立などもDV発生要因になる。統計的には外国人カップルや異国籍同士のカップルにDVが多く発生しているが、国籍を決定的な理由とすることはできないと述べる(2009. 5. 15)。

このように調査報告書にみるDV問題は、スイスでも5人に1人がDV被害者であることを明らかにした。加害者は反社会的人間であることが多く、ドラッグやアルコール問題を抱えていることが示された。また子ども時代のDVの目撃者は加害者になる可能性は少ないが、児童虐待の被害者は加害者になる可能性が高いことが明らかにされた。統計上では外国人カップルや異国籍同士のカップルにDVが多く発生しているという。さらに深刻な問題として家族内殺人と加害者の自殺問題、シェルターのベッド数不足、少女に対する強制婚が挙げられる。

次に調査報告書からみえてきたDVに関する問題をスイスインフォの記事からみていくことにしよう。

## (2) スイス社会のジェンダー問題 — 家族内殺人はジェンダーの問題か? —

「家族内殺人はジェンダーの問題か?」という見出しの記事があったのは2005年である。急激に増加した家族内殺人と男性の自殺との因果関係がジェンダー問題なのかと問われた記事である。記事の内容は、男性は自殺を図る前に子どもや妻を殺すことが過去よりも10倍以上増加しているというものである。ベルン大学の女性とジェンダー・リサーチ・学際センター長のBrigitte Scheggは、「このような悲劇はスイスのミドルクラスの男性の社会的不安の結果である。スイスでは依然ミドルクラスでは男性が主たる稼ぎ手であるためストレスが見られ、そこにはジェンダー問題が潜んでおり、保守的な価値観が根強く残っている」と指摘する(2005. 6. 28)。DV問題はまさにジェンダー問題であるとされるが、男女平等政策が進んできたスイス社会においても、ジェンダー問題はなくなる。スイスではいまだに男性が主たる稼ぎ手であり、女性の就業率は高いがパートタイマーが多く、経済的に女性は弱者である。こうした実態は、「女性問題連邦委員会」事務局代表のElisabeth Keller氏の言葉でも示されている。同氏は2006年11月同委員会開設30周年記念式典で、「憲法の男女平等の明記、機会均等法の制定など法制度は改善されてきたが、現実家事の多くを女性が担い、収入は男性よりも20%少なく、女性の管理職や

政治家も少ない。」と指摘し、さらに「男女平等社会を築くためにはスイス人の意識の変革が必要である。そのためには、ジェンダー・ステレオタイプを学校教育、日常生活、職場、政治の場でなくす必要がある」と述べる(2006. 11. 30)。

こうしたジェンダー問題にかかわる家族内殺人は、2005年から2006年にかけて「なぜスイス人は家族を殺す傾向にあるのか」という問題に対する議論となった。その一端にはスイスを代表するスキーヤー Corinne Rey-Belleの事件がある。別居中の夫に彼女と実弟が銃で殺害され、母親も重傷を負い、その後夫が自殺したという衝撃的な事件である。

家族内殺人に軍隊で支給される銃が利用されるため、「軍隊の銃は年間300人を殺す」という記事へと発展し、銃規制の議論へと展開されていった。この記事では、毎年300人以上が軍隊の銃で亡くなっているが、その多くが自殺や家族内殺人に使用されているという。スイスには兵役義務があり、兵役に就く男性には銃が貸与されその銃は家庭に保管されている。家庭内の銃の存在は女性にとってひとつの脅威となっており、銃器の保管を軍隊がすべきであるというものである(2006. 12. 6)。こうした議論の広がりから、銃規制に関する国民投票が2011年2月13日に行われた。しかし賛成43.7%、反対56.3%で否決された。チューリッヒ、ジュネーブ、バーゼルなど大都市の州では賛成、農村部の多い州は反対であった。これは「伝統」や「スイスが大切にしている価値」の勝利の結果であるとされる(2011. 2. 13)。こうした国民投票にもスイスの保守的な一面がみられるといえよう。

### (3) シェルターの実態と女性団体の活動

スイスのDV被害者支援は、他の欧米諸国と同様にフェミニストたちの手によって始まった。スイスで初めてのシェルターは1977年ジュネーブで開設され、現在は全国に18か所あるといわれている<sup>5)</sup>。民間シェルターのアンブレラ・オーガナイゼーションDAO(スイスシェルター組織)は1987年に結成され、17の民間シェルターで組織されている。DV被害者のためのシェルター活動と共に、DV問題の可視化、社会問題としての認識を普及させるためにキャンペーンを行い、シェルターへの資金援助や被害者のためのさらなる保護策などを連邦政府や州政府に要求し、活発な活動を続けている。スイス全体では約200ベッド(100室)があるが、DAOは、増加する被害者に対してシェルターにあるベッド数の不足が深刻な問題であるとして、その増数を要求している。現状は一時避難してくる被害女性を受け入れられないケースが増加し、ベッドの増数が最重要課題であると指摘する。

実態は、1999年には763人の女性と762人の子どもがシェルターに援助を求めた(2000. 12. 15)。2002年には989人の女性がシェルターに援助を求めており、前年度より20%の増加であるという(2003. 11. 25)。2004年度は820人の女性と838人の子どもがシェルターに援助を求めている(2005. 6. 8)。シェルター運営資金の60%は、州と地方自治体(市町村)からの補助金で賄われ、26%(部屋代・食費)は、社会福祉サービスと連邦政府から支払われる。残りの14%は個人などからの寄付である(2000. 12. 15)とされるが、州によりDV被害者対策は異なることから、州政府からの支援がほとんどないシェルターも存在するという<sup>6)</sup>。

女性団体の活動は、シェルターにおけるDV被害者支援のみならず、女性に対する暴力問題を提起し、社会に認識させ、変革を求めることにある。こうした活動のひとつにDV問題に関する国際的なキャンペーンがある。スイスでは、2008年に初めて40以上の組織が「女性に対する暴力の16日間の闘い」(11月25日から人権の日の12月10日まで)キャンペーンに参加している。その中心課題は、スイス人女性にとってDVは日常生活の現実であり、がんや交通事故よりも若い女性の健康を害する最大の要因であるとして社会的支援の必要性を要求している(2008. 11. 25)。

2009年には参加組織は60以上に増加し、キャンペーンが開催された。キャンペーンで取り上げられた課題は、法律は改正されたが、退去命令の実施は州により異なると批判する。たとえばチューリッヒでは65%が認められているが、バーゼルでは14%と少なく地域間格差が大きいという。移民女性の地位問題にも焦点があてられた(2009. 11. 25)。移民女性の地位の問題は、スイス人男性と結婚した女性は婚姻後3年以内に離婚すれば在留許可を失い、国外退去となる。これらは数知れない虐待や夫婦間レイプの「沈黙の壁」をつくる結果となっている。外国籍女性は、在留資格を失うことを恐れて、シェルターに逃れることを躊躇する。こうした外国籍女性を支援する団体として、チューリッヒにFIZ(Fachstelle Frauenhandel und Frauenmigration)がある。FIZは虐待や搾取されている女性、別居や離婚により在留資格を失った女性に法的アドバイスなどの支援を行っている。特に人身売買で連れてこられた東欧やアジア、ラテンアメリカなどの女性に対するアドボカシー・センターとなっている(2005. 6. 29)。こうした女性団体の活動もあり、深刻なDVケースでは外国籍被害者の滞在が認められる外国人法が採択された(2007. 6. 30)。

2010年の「女性に対する暴力の16日間の闘い」では、デート・レイプに関するキャンペーンが行われた。パー

ティヤデート時にノックアウトと呼ばれるドラッグなどが飲物に混入され、レイプの被害を受ける女性が増加していることから、知らない人からの飲物などの勧めは受けたくないよう、被害を受けたら速やかに届けるようアドバイスしている(2010.11.30)。

キャンペーンは、被害者支援の現場であるシェルターや民間団体の活動から見えてきた問題を社会に認識させ、法整備や被害者支援策を求めることであるが、こうした活動はわが国の民間団体の活動と同様に地道に行われている。しかしメディアや人々の関心は決して高いとはいえない。スイスインフォのDVに関する記事は年平均3～5件と少ないが、特筆すべきは2006年の12件で、家族内殺人の記事が取り上げられたことである。しかしほとんどの記事は、国際女性デーや女性に対する暴力撤廃の国際デーの日に集中している。

#### (4) 外国籍女性のDV問題

外国籍女性のDV問題は上記したようにスイス人と結婚した女性の在留問題が挙げられる。また近年急激に表面化してきた問題に少女の強制婚がある。16歳から19歳の移民女性への強制的な結婚であるが、ヨーロッパでは1990年代より関心もたれてきた問題である。スイスでは2000年代より徐々に表面化してきた。前述した強制婚に関する民間支援団体SURGIRの調査(2006)では、スイスでは推定17,000人の被害者が存在するといわれている。こうした強制婚の被害者は、低い教育と自立的に生きることが困難な少女たちで、自己防御の権利と家族への忠誠との間の葛藤で悩んでいるという。同団体の活発な働きもあり、連邦評議会は2011年2月22日に国会へ公犯となるよう法案を提出した<sup>7)</sup>。

人身売買はわが国でも問題になっており、2003年からJNATIP(Japan Network Against Trafficking in Persons)が人身売買法禁止法の成立に向けて活動を行っている。スイスも人身売買問題では、国家レベルにおいて男女平等局がシェルターとDVカウンセリングセンターをサポートし、人身売買問題に関するラウンド・テーブルを開始していることが報告されている(2006.11.25)。

また近年の問題として、外国籍女性だけでなくファミリー・バイオレンスの被害者である少女たちの問題も表面化している。チューリッヒにある少女のためのシェルターには、身体的、精神的、性的暴力の被害を受けている少女たちが避難を求めてくるが、その数が増加しベッド数が足りないこと、彼女たちのほとんどがファミリー・バイオレンスの被害者で、強制的な結婚を強要されている者も少なくないと報告されている(2010.8.5)。

## 2. スイスのDV政策・施策

### (1) DVに関する法的対策の概要

スイスには日本のDV防止法に当たる法律はなく<sup>8)</sup>、刑法典、民法典という一般法によって法的対応がなされている。刑法典では、傷害罪(123条)、脅迫罪(180条)、強要罪(181条)、暴行罪(125条)、性的強要罪(189条)、強姦罪(190条)などの規定があり、夫婦間、パートナー間でも犯罪となるが、被害者の告訴が必要であった。しかしDV被害女性の多くは沈黙を守り、加害者である夫やパートナーを訴えることがほとんどなかったため、1997年にマルグリット・フォン・フェルテン議員(当時)が、「結婚した途端、女性に対する法的保護が認められなくなるのはおかしい」と訴え、国会に法改正を求めた<sup>9)</sup>。7年という年月を経て2004年4月1日に改正法が施行された。この法改正により被害者の告訴がなくても警察が起訴することとなった。同法では、婚姻関係だけでなくヘテロセクシャル、ホモセクシュアルに関係なく親密な関係にある人への身体的危害、暴力、脅迫、性的強要、レイプが起訴されることとなった。

民法典では、2007年7月1日より被害者に新しい保護基準が設けられ、被害者は加害者に対し、民事裁判所の命令によって接触を禁じ、自宅を退去するよう求めることができる保護命令(28b条)を請求できるようになった。

こうしたDV被害者保護に関する法律の他にDV被害者支援に関する法律として、1993年に施行された犯罪被害者支援法がある。同法は犯罪被害者の支援を目的として制定されたもので、同法の支援を受ける権利を有する人は、身体的暴力、性的暴力、精神的暴力を受けた本人やその家族成員である配偶者、両親、子ども、きょうだいやパートナーである。特に殺人、殺人未遂、身体的危害、DV、性的暴力(セクシャル・ハラスメント、子どもへの性的虐待、近親姦)や人身売買、交通事故などの被害者が対象とされる。同法では、医療・法的・物質的支援、保護、法的アドボカシーに関する支援と一定の要件の下補償請求について国家基準が規定されている。また、刑事司法システムの責務が明確にされ、NGOに支援サービスや法的アドボカシーを行うことを委任することが規定され、さらに全州に被害者支援を24時間体制で行う義務を課している<sup>10)</sup>。同法を受けて犯罪被害者相談センター(Le Centre: une aid aux victims d'infractions以下、LAVI)が1994年全国に設置され、犯罪被害者の支援が行われるようになった。LAVIには、電話相談と面接相談(要予約)がある。特にDV被害者への支援としては、サイコセラピー、専門家の法律相談、シェルターの情報提供、被害者のための安全予防プランなどを無料で行っている。長期にわたる弁護士や医師などからの援助に対

しては、被害者の収入により費用がかかる。LAVIは2010年現在、全国に64か所（ドイツ語圏49か所、フランス語圏11か所、イタリア語圏4か所）ある。また、LAVIには子どもと青少年のための相談センターが全国に19か所（ドイツ語圏18か所、フランス語圏1か所、イタリア語圏0か所）設置されている<sup>11)</sup>。ちなみに連邦統計局のデータ（2002）によるとサービス利用者の大半（72.5%：14,885/20,269件）が女性で、68%が個人間関係の暴力の被害者で、その内の71%が家族内暴力の被害者である<sup>12)</sup>。相談件数の推移をみると2000年の15,500件から2006年の28,485件と急増している。2006年度の統計では相談者の70%が女性であり、その内訳は40%が暴力の被害者、29%（子ども15%を含む）が性暴力の被害者からの相談である。相談件数の半数以上（52%）がファミリー・バイオレンスであったと報告されている<sup>13)</sup>。

「DVは犯罪である」と法で規定されていることから、いくつかの民間シェルターは同法を適用して財政的支援を受けている。同法の規定にあるNGOへの委任は、民間シェルター運営の財政的基盤を安定させている。たとえばフライブルグのシェルターでは、運営費の3分の2がカバーされるようになったという<sup>14)</sup>。

国家に対する補償請求は、得られなかった収入、未払いの生活費と医療費である。仕事を失ったDV被害者は、別居期間中や離婚までの間失業手当を州政府に請求することができる。この補償は、財産の損害はカバーされないが、最大限度を100,000スイスフランとし、深刻な精神的、身体的な傷を受けた被害者に対して70,000フラン、子どもに対して35,000フランが限度として支払われる。補償の請求は犯罪が行われた州に5年以内に届けなければならない。子どもに関しては、重大な身体的、性的行為の被害者は、被害者自身が25歳になるまでに請求すればよいことになっている<sup>15) 16)</sup>。

## （2）連邦・州政府のDV被害者支援策

### ①連邦政府のDV政策

スイス連邦政府においてDV政策に主に携わる部局は、男女平等局（Bureau federal de l'égalité entre femmes et homes/BFEG）である。男女平等局は、1988年に連邦評議会によって設立された。特に男女同権、労働の場における男女同等の賃金支払い、職場でのセクシャル・ハラスメントの防止、さらに家族間やカップル間のDV問題などを中心に施策を行っている。わが国の内閣府男女平等参画局に相当する部局である。

男女平等局のDV政策に関する取組みは、①調査研究・資料、a. 連邦統計局の殺人犯罪に関する研究サポート、b. DV被害者と加害者のカウンセリング・サービスに

関する研究、c. 州のDV対策の評価に関する調査研究。②ネットワークの調整では、連邦政府内のネットワークの調整と連邦政府、州政府、NGOとのネットワークの調整がある。a. カンファレンス・サービス、介入プロジェクト、州の男女平等オフィスとの協働、b. DV関連で活動する全国的な組織の関係者のための会議やイベントの企画、c. 連邦公衆衛生局の「ジェンダー・バイオレンスと健康」領域との協働がある。③トレーニングと開発では、a. DVに関する教育訓練の開発研究、b. 専門家との連携である。④議会の立法過程への携わりでは、a. DV要因に関する研究、b. 議会の法的対策への情報提供である<sup>17)</sup>。

男女平等局は、暴力に関する施策を推進するために2003年に「暴力に対する闘いサービス」を開始した。その目的は、連邦の調査研究の報告書や資料などを収集し、公的機関やNGO、メディアなどに公表することにより、法令や施策の改革に貢献することであるとされる。さらに州の男女平等オフィスと協働して反DVキャンペーンや調査研究、介入プロジェクト・サービスを行うことである。この介入プロジェクト・サービスは、女性と子どもの安全を守り、ファミリー・バイオレンスを根絶することを目的として、年間約230,000スイスフランの予算で行われている。

### ②州政府のDV被害者支援策

実質的な介入プロジェクト・サービスは主に州の男女平等オフィスと警察が担当し、さらに市町村などの地方自治体と民間団体との協働で地域に密着したDV問題に対応している。この介入プロジェクト・サービスは、幾種の専門家組織されたラウンド・テーブルで行われる。それゆえ警察、刑事司法、ソーシャル・サービスなどの公的機関とシェルターなどの民間団体、緊急医療機関で構成される。異なった機関が集まるラウンド・テーブルでは、近年の社会問題である外国籍女性の人身売買問題、少女の強制婚などの対応が検討される。官民連携・協働と相互役割の理解は、DV被害者支援には不可欠であるとして、このプロジェクトは18州、23か所で取組まれている。ヴォー州では男女平等オフィスと後述するMalleyPrairieが中心となって行っている。

さらに予防という観点では、ベルン、チューリッヒ、ローザンヌ、ルツェルン、サンクト・ガレンなどが早くから「DV予防・防止の取組としては法律による刑事罰も有効であるが、それだけでは限界もある。予防には加害者になる可能性のある人や常習犯になる可能性のある人々に対する相談や支援が不可欠である。そのためには加害者のための支援策に取組む必要がある」として、

男性のためのカウンセリング・サービスを行っている<sup>18)</sup>。2010年現在男性のためのカウンセリングセンターは、全国で28か所設置されているが、その担当部署は州の介入サービス担当課、警察、民間支援団体などとなっていて州によりその取組み方は異なる。

配偶者間・パートナー間の暴力の被害者の多くは統計的にも女性であるために、わが国では女性の加害者に関する議論はほとんど行われていない。しかし、スイスでは女性加害者のためのカウンセリングセンターが存在する。暴力をふるう女性のためのカウンセリングセンターは全国で20か所(2010. 11. 1)あるが、男性加害者のカウンセリングセンターが、暴力をふるう女性のためのカウンセリングセンターも兼ねているところが28か所中17か所ある。男女平等局の統計では、2006年には25か所のセンターで、733人の男性と78人の女性が個人またはカップルやグループカウンセリングを受けたと報告されている<sup>19)</sup>。

### 3. ヴォー州のDV対策

ヴォー州では介入プロジェクト・サービスを男女平等オフィス(Bureau de l'egalite entre les femmes et les hommes)とMalleyPrairieが担っているが、それより以前の2001年から2003年にMalleyPrairie、LAVI、暴力と家族(Violence et Famille以下、Vifa)との協働で、社会福祉、子ども、教育、健康、警察、司法などに携わる380人に4日間のDV研修を開催している。Vifaは、夫婦間や家族間の暴力に直面している人のための民間支援団体である。暴力をふるう男女や暴力に直面している青少年のためのプログラムや家族療法、グループ・セラピー、介入トレーニングなどを行っている。こうしたVifaのサービスは1995年からヴォー州内で開発され、主に州の男女平等オフィスとMalleyPrairie、LAVIとの協働で行われてきた。また、州の「女性に対する暴力と闘う委員会」のメンバーでもある<sup>20)</sup>。

医療関係では、ヴォー州のローザンヌ大学付属病院のERスタッフなど医療関係者の研修を行っている。ちなみにCHUV(シューブ)と呼ばれる同病院は、暴力医療ユニットを2006年に開設している。その目的は、暴力被害者に医療的支援と法的支援を行うこと、専門家のアドバイスによる保証、アカデミック・リサーチである。スタッフは看護師、医師、病理学者などで、費用はヴォー州が負担する。診察時間は毎日午前8時から12時まで(祝日も含む)、要予約となっている。2008年の利用件数は455件あり、DVが33.4%(n=152)、地域社会での暴力が66.6%(n=303)であった。DVの内訳は、婚姻関係が84.9%、ファミリー・バイオレンスが15.1%となってい

る。DV被害者の60%が女性、10%が男性である<sup>21)</sup>。ヴォー州の介入プロジェクト・サービスでは、2006年に州の「女性に対する暴力と闘う委員会」(Commission cantonale de lutte contre la violence domestique)を設置し、連邦政府の行動計画に対して首尾一貫した相補的な活動を行なっている。その活動目的は、①親密なパートナー間の暴力の減少、②DV被害者へのサービスの向上、③加害者の暴力的行為の変容を目指すことである。同委員会は12の組織と個人で構成される。男女平等オフィスを中心に州の主要部局の代表者とMalleyPrairie、LAVI、VifaなどのDV関連機関と活動家である。

さらに活動目的を実践するために同年男女平等オフィスとMalleyPrairie、Vifaの3組織を中心に「暴力のない生活」(Vivre sans violence)というDVに関する支援団体を設立している。この支援団体は、ヘテロセクシュアル、ホモセクシュアルなどカップル間におけるあらゆる暴力の防止を目的としており、公的機関と民間機関のパートナーシップで運営されている。2010年度の委員会メンバーは、男女平等オフィス代表、MalleyPrairie、Vifa、ジュネーブLAVI、DAO(民間シェルター組織)、コミュニケーション・コンサルタント、弁護士である。また、ヴォー州のみならずジュネーブ州などのフランス語圏の被害者も対象としている。主な活動は、ウェブサイト上で行う「男性のための相談」、「女性のための相談」と「青少年のための相談」<sup>22)</sup>である。インターネットでは匿名で相談ができ、専門家から回答が短時間で得られるメリットがある。また、ウェブサイト上で、DV被害者や加害者の相談だけでなくDV問題に関心ある人たちにも、DVとは何か、被害者の権利、DVに関する法律などさまざまな情報を提供している。

2007年にはサマリタン(Samaritans)との協働で24時間対応のホットライン(電話番号143、青少年用電話番号147)を設置し、いつでも相談を受けられる体制を整えている。また相談員の育成と研修も行いその支援体制を側面から支援している。

### 4. MalleyPrairieのDV被害者支援

#### —インタビュー調査から—

#### (1) シェルターの概要

MalleyPrairie(以下、CMP)センターは、女性と子どものためのシェルター(Centre d'accueil MalleyPrairie)と子どもの生活センター(Centre de Vie Infantine)、そして全般的な業務(Services Generaux)の3部門から構成されている。

CMPの運営資金は、ヴォー州とローザンヌ市などの地方自治体、そして個人の寄付からなっている。但し、個

人の寄付は子どものためのイベントに使用されるという。スタッフは、カウンセラー、ソーシャルワーカー、社会教育士らの専門職とコックとその補助員、洗濯係、コンシェルジュ、夜間管理人などである。入居者の費用は、最初の2週間は連邦政府から、その後は州のソーシャルサービスから支給される。

住宅地の一角にある民間のアパートマンに隣接した5階建てのシェルターで、住所は公にされている。20室あり各部屋には2ベッド、バス、トイレ、戸棚、机・椅子が備えられている。個室で女性20名、子ども14名の定員であるが、最大収容人数は大人26名、子ども30名である。DVだけでなくファミリー・バイオレンスの被害者も受け入れている。1階は受付、事務所、カフェテリア、キッチン（専属料理人の厨房、月曜日から金曜日の昼食と夕食を提供）、食堂、面会室、グループ・ミーティング（カウンセリング）室、一人で静かに本を読んだりすることができる部屋、カップル・カウンセリング室、父親と子どもの面会室がある。各階には週末時の自炊に利用するためのキッチンと食卓がある。また、階ごとにオープンスペースがあり、テレビとソファ、テーブルがありくつろげる場所となっている。子どものおもちゃは各階に置かれている。さらに庭には子どもの遊び場がある。屋上には民間の保育施設（定員95人）があり、シェルター入所者の子ども9人が通所できるようになっている。年齢によるグループがあり、Atticaと呼ばれる0～3歳児が対象グループ、Oasisは2～5歳の未就学児、Mezzaninは小学1、2年生のグループとなっている。

シェルターは18歳から入所できるが、入所者の年齢層は様々であるという。また、外国籍の女性も多いため、言葉（フランス語）が十分でない女性のために、通訳の協会と連携している。通訳協会は、民間団体で運営資金はローザンヌ市からでている。ちなみに2009年度の同シェルターの利用者は、大人194人、子ども164人、平均滞在日数は43日であり、稼働率は114.6%となっている。

## （2）シェルターにおける支援

同シェルターは、カップル間だけでなくファミリー・バイオレンスの被害者（子どもの有無にかかわらず）の保護を目的とする理念を掲げている。したがってシェルターの特色として被害女性の保護以外に次の6点が挙げられる。①子どもへの支援、②母子関係、③父子関係、④カップル・カウンセリング、⑤専門家による巡回相談、⑥関連機関との緊密なネットワークである。

① 子どもへの支援では、DV被害女性のためのシェルターだけでなく、子どもの生活センターも重要な位置を占めており、同伴児のケアも重要な役割ととらえてい

る。たとえば、DVから逃れてきた子どもの不安な気持ちを和らげるために、子ども自身にここがどこか、シェルタースタッフの役割、シェルターでの生活、母親が置かれている状況などを小冊子『私の青いノート』を使いながら説明していく。この冊子は2003年に作成され、子どもたちのカウンセリングに使用されている。子どもの現状理解を手助けするだけでなく、子どもがもつ不安や怒り、悲しみなどの感情表現を手伝うことで、子どもの心理的ケアを行っている。これらの作業は専門スタッフが行う。2009年には青少年向けの冊子もつくられている。暴力とは何か、子どもの法的権利、心身の反応についての理解、彼ら自身の選択肢等を共に考えていく手助けとしている。DVやファミリー・バイオレンスにさらされた子どもへの緊急的ケアの必要性は、子どもの社会的適応と学校への適応、さらに子どもの将来に関わる問題であると考えられるからであるとの説明を受ける。具体的な対応方法は、a. 暴力について聴く、語ること、b. 子どものニーズを聴く、c. 情報を与え、助言する、d. 母親や父親との関係性の維持、e. レクリエーション活動の提供、f. 出発への準備という手順で行われる。

② の母子関係では、子どもと母親の関係性をケアするためのカウンセリングが行なわれる。DVの被害者は母親だけではなく、子どもも被害者であり少なくとも大人以上に傷つき、無力であり、さまざまな問題を抱えているといわれる。したがって、母子関係にも影響し、避難後の安心・安全の場が得られたときにさまざまな諸症状、たとえばPTSDや攻撃性、退行、過敏性、怖がり、引きこもりなどが出て、母子関係を困難にする。母親の精神健康が子どもに影響するだけでなく、双方が影響し合っており、母子単位での支援が必要であるといわれる<sup>23)</sup>。こうした支援策がとられることは、退所後の生活再建がよりスムーズになると考えられる。被害女性に対しては、週に1回のカウンセリングと、2週間に1回グループカウンセリングが行われている。グループカウンセリングには2人の専門家により行われる。

③ 父子関係では、父親と子どものための空間と呼ばれる面接室があり、父子関係も切り離すだけでなく子どもにとって必要であれば、父子面接も行うという。この点に関しては、シェルターに加害男性が来所することに問題は無いのかという筆者の質問に対して、専門家の介入で行っていること、万が一のときは警察がすぐに駆けつけるので問題はないということであった。

④ カップル・カウンセリングでは、入所者が希望すれば夫を呼びカップル・カウンセリングを行う。これは入所者だけでなく希望する外部の人も参加できるが、女性が申し込むこととなっている。カップル・カウンセリ

ングでは、男女2人の専門家と当事者の4人で行う。暴力を振るう男性をどうするかではなく、夫婦間の暴力の問題を考え、関係性を改善することで解決を図ることを目的として行っているという。このシェルターの特色は、夫婦、子どものカウンセリングを行うことで、それぞれがDV問題を考えることで改善を図っていくという家族療法を行っていることである。妻、夫、子どもの心理療法を統合して行っていることが、フェミニストが運営する民間シェルターと大きく異なるという。

⑤ ヴォー州のシェルターは1ヶ所であるが、別にDVに関する巡回相談を行っている。ヴォー州の主な町であるヴヴェイ、イベルドン、モントルー、ベール、オルブ、ニヨンなどを週に1回巡回し、心理的、法的、社会的情報の提供など3人の専門家が町の医療センターの場所を借りて相談を受けている。さらに要請があれば、他の地域の町にも出かけていくという。ちなみに、2009年度の巡回総時間数は、3436時間である。

⑥ 連機関とのネットワークでは、DV被害者支援には関連機関との連携が不可欠であるが、上記したようにCMPでは、犯罪被害者支援を行っているLAVI、Vifa、学校、スクール心理療法士、メディコ・ソーシャルネットワーク、警察、刑事司法、ローザンヌ大学付属病院(CHUV)、男女平等オフィス、州女性に対する暴力委員会とネットワークを組むことで、さまざまな問題を抱えるDVやファミリー・バイオレンスの被害者や子どもに対応していて、密接な連携体制がとれているという。このような州政府や地方自治体のDV関連機関と民間の専門機関の経験と知識を活かした連携・協働体制は、DV被害者支援には不可欠であるといえよう。官民連携・協働はわが国のDV被害者支援のありかたの課題ともなっている問題である。

#### IV 考察

スイスのDV問題に関する社会背景には、わが国と異なる点がいくつか存在することが明らかになった。

まず、家族内殺人には男性の価値観にジェンダー規範がみられ、とりわけスイスの家族内殺人と加害者の自殺問題に関連していることが示された。わが国では男性の自殺率は高いが、失業など社会的不安のため自殺を図る男性が家族を道連れにすることは少ないと考えられる。またその手段に銃が使われることは、スイスの徴兵制度とかかわっていることが示された。

次いで、外国籍女性の問題が挙げられる。人身売買の問題については、わが国も早くからこの問題に取り組んでいる団体もあり、社会的に認識されている問題である。

しかし、スイス以外のヨーロッパ諸国でも近年注目されてきた問題として少女の強制婚がある。外国人が5人に1人というスイス社会の人々の国際移動に伴う問題のひとつとして浮上してきているが、被害者が少女、加害者が親ということもあり、顕在化が困難な問題である。しかし、連邦評議会によって公犯罪となるよう国会に法案が提出されたことは、この問題が無視できないものであること、そして民間団体の活動が国を動かした結果であるといえる。

DVに関する法制度やDV施策については、近隣諸国の先進的な取組みから学び、被害者支援を行う民間支援団体の活動によって法改正が行われてきたことは、わが国と同様である。しかし、わが国と異なることは、DVが刑事罰を伴うこと、被害者の告訴がなくても警察が起訴できるアメリカのような積極的逮捕政策がとられていることである。警察の起訴は被害者の心理的負担を軽減するだけでなく抑止力になる。このような措置がとれるのは、わが国のDV防止法の前文にあるような「DVは犯罪となる行為である」ではなく、「DVは犯罪である」と明確で、刑事罰の対象となっているからである。それゆえにDV被害者が犯罪被害者支援法の対象となり、DV被害者支援策に結びつくことになる。

男女共同参画局の「暴力と闘うサービス」のもと、州、地域のNGO、専門家などの異なった専門機関がラウンド・テーブルで連携・協働することは、多角的な視点で被害者支援を行い、官民の連携による横断的な支援体制を構築しているといえる。このような公的機関の連携・協働体制に加えて民間団体との対等でその専門性を活かした連携・協働体制は、DV被害者だけでなく、ファミリー・バイオレンスの被害者や人身売買、強制婚など女性に対するさまざまな暴力の被害者支援につながる。わが国では、官民連携・協働は課題が多く、真の協働はなされていないという批判もある。

さらにわが国と異なることは、被害女性だけではなく、加害男性、青少年のためのカウンセリングセンターを設置し、DVの予防・防止のために男性の悩みに向かい合い、青少年が抱える問題にも早くから対応していることである。加害者支援に関してわが国では、男女共同参画審議会(1999)で、「加害男性に対するカウンセリング等の暴力の再発を防止する措置が、女性に対する暴力の問題を解決する一つの方策になると考えられる」<sup>24)</sup>と位置づけられ、加害者に対するカウンセリング等の暴力防止措置の必要性は提案されたが、政策としては実施されていない。加害者対策への取組みはメンズサポートルームなどいくつかの民間団体が行っているにすぎず、加害者は野放しの状態である。わが国の取組みは被害者保護を中心

に行われているが、保護だけでは不十分で加害者対策と防止策をも含めた取組みがDV施策には不可欠であることから、こうした取組みはわが国への示唆となると考える。

ヴォー州のDV被害者支援策をみるとCMPが中心になって行われている。州の被害者支援策をシェルターが担っていることは、被害者のニーズが直接施策に反映されやすい。さらにCMPを中心とした公的機関との連携・協働や民間団体との協働は、多岐にわたる被害者のニーズに速やかに対応できるといえる。

CMPの取組みの特色として、DVだけでなくファミリー・バイオレンス概念として取組まれていること、家族療法が行われていることが挙げられる。母子への支援を並行して行い、母子関係にも重点を置き、父子関係にも配慮し、さらに被害女性が望めばカップル・カウンセリングも行っている。被害女性の何割かはパートナーのところに帰ることから、専門家の力を借りて家族としての傷を修復することは、ときには必要であるといえる。カップル・カウンセリングなどの取組みは、フェミニスト・グループから批判もあるというが、DVを家族成員間に存在する問題として総合的に取組むことが解決への第一歩であるという理念の下で行っているということである。ファミリー・バイオレンスという視点は、ヴォー州のDV被害者支援策の大きな特徴であるといえる。

被害女性の心理的ケアも入居中のみならず退所後のカウンセリングも行っており、概ね3回くらいカウンセリングを受けると落ち着いた生活がおこなわれているようであるという。滞在日数が平均43日と長期滞在が可能で、仕事やアパートを見つけるまで支援を行っているというが、このようなDV被害者の精神的安定と生活再建までを視野に入れた対応が行われていることは、長期的支援が必要とされるDV被害者にとって心強いものであるといえる。

## V おわりに

スイスのDV政策を概観し、実践の場であるシェルターの被害者支援をみてきたが、わが国への示唆となる点は、まずDVが犯罪であると明確化し、DV被害者支援策と加害者対策をとっていること、DVの被害者のほとんどが女性であるとしながらも、ファミリー・バイオレンスという視点を入れた施策を行っていること、シェルターでは、子どもへの心理的ケアにも重点が置かれ、家族療法を行っていること、公的機関同士の連携や官民組織のネットワークが構築されていること、予防策として加害者を放置するのではなく、加害者のためのカウンセ

リングセンターがあり加害者対策を行っていることが挙げられる。

今回の調査ではヴォー州のシェルターCMPを対象としたことで、CMPが州のDV施策の中核となり、先進的で多様な支援活動を行なっていることが明らかになった。これは運営資金が全て行政から出ていることと関連があると推測される。しかし、他にある17か所のシェルターは民間組織であると考えられるために、シェルター機能以外どのような役割を果たしているのかは明らかではない。今後の課題として、DAOのシェルターが施策にどのような役割を果たしているのか、官民連携・協働のあり方、被害者支援のあり方などについて調査研究を進めたいと考える。

## 引用文献

- 1) World Economic Forumホームページ, 2010 Global Gender Gap Report : 282  
at : <http://www.weforum.org/issues/global-gender-gap>.  
2011. 1. 23検索
- 2) 内閣府, 平成22年度版男女共同参画白書 2010 : 56  
at : [www.gender.go.jp/whitepaper/h22/zentai/pdf/index.html](http://www.gender.go.jp/whitepaper/h22/zentai/pdf/index.html).  
2011. 1. 23検索
- 3) Swissinfo .at : <http://www.swissinfo.ch/eng/index.html> 英語版  
2001. 5. 14, 2004. 12. 10
- 4) Consideration of reports submitted by States parties under article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women Third periodic report of States parties Switzerland. 2008 : 32  
at : [ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/AdvanceVersions/CEDAW-C-CHE-3.pdf](http://ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/AdvanceVersions/CEDAW-C-CHE-3.pdf).  
2010. 10. 5検索
- 5) 前掲書4) 36
- 6) NGO Shadow Report On the 3rd Country Report of Switzerland to the implementation of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women(CEDAW) NGO Coordination post Beijing Switzerland Amnesty International, Swiss Section 2008 : 10  
at : [http://www.humanrights.ch/home/upload/pdf/08052\\_CEDAW\\_Shadow-Report-e.pdf](http://www.humanrights.ch/home/upload/pdf/08052_CEDAW_Shadow-Report-e.pdf).  
2011. 1. 16検索
- 7) SURGIRホームページ [www.surgir.ch](http://www.surgir.ch). 2011. 2. 28検索
- 8) Corinna Seith. (Un)Organised Responses to Domestic Violence: Challenges and Changes in Switzerland. Wilma Smeenk & Marijke Malsch. Family Violence and Police Response. The Netherlands: ASHGATE, 2006:170
- 9) Swissinfo. at : <http://www.swissinfo.ch/jpn/index.html>. 日本語版  
2003. 9. 29
- 10) 前掲書8) 168-169
- 11) Addresses of the Victims' Counseling Centres in the Cantons and Addresses of the Victims' Counseling Centres specialized in children and adolescents  
at:<http://www.sodk.ch/en/fachbereiche/familien-generationengesellschaft/opferhilfe>.

2010. 10. 29検索
- 12) 前掲書 8) 169-170
- 13) 前掲書 4) 33
- 14) 前掲書 8) 173
- 15) 前掲書 8) 170
- 16) The Swiss Portal [www.ch.ch](http://www.ch.ch). 2010. 10. 25検索
- 17) Bureau federal de l'egalite entre femmes et hommes(BFEG) ホームページ  
at : <http://www.ebg.admin.ch/ong/index.html>. 2010. 9. 10検索
- 18) 前掲書 4) 37
- 19) 前掲ホームページ17)
- 20) Foundation Jeunesse et Familles ホームページ  
at : <http://www.fjfnet.ch/Violence.php>. 2010. 11. 13検索
- 21) Canton de Vaud site official, Documentation. at:  
<http://www.vd.ch/fr/themes/etat-droit-finances/egalite/egalite-entre-femmes-et-hommes>.
2010. 9. 12検索
- 22) Canton de Vaud site official,Bureau de l'egalite entre les femmes et homes.  
at : <http://www.violencequefaire.ch>. [www.comeva.ch](http://www.comeva.ch).  
2010. 9. 12検索
- 23) 金 吉晴, 柳田多美ら. DV被害を受けた女性とその児童の精神健康調査. 平成16年度厚生労働省科学研究費補助金 子供と家庭に関する総合研究事業. 2005
- 24) 総理府男女共同参画審議会. 女性に対する暴力のない社会を目指して. 1999  
at : <http://www.gender.go.jp/toshin/toshin-kakutei.html>.  
2011. 2. 10 検索
- ウェブサイト
- Swissinfo at: <http://www.swissinfo.ch>
- Centre d'accueil MalleyPrairie ホームページ  
at : <http://www.malleyprairie.ch>